

人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を改定しました

愛知県は、平成9年12月に、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して一層の努力をしていくことを宣言するとともに、平成13年2月には、人権教育・啓発を進めていくための指針として、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定し、家庭、地域、学校、職場などの、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進に取り組んできました。

近年の人権を取り巻く社会情勢の変化や、平成24年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果も踏まえ、このたび、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を改定し、人権の重要課題に新たな柱建てを加えました。

改定前

- ①女性
- ②子ども
- ③高齢者
- ④障害者
- ⑤同和問題
- ⑥外国人
- ⑦HIV感染者等
- ⑧様々な人権をめぐる問題

改定後

- ①女性
- ②子ども
- ③高齢者
- ④障害者
- ⑤同和問題
- ⑥外国人
- ⑦感染症患者等
- ⑧**犯罪被害者等**
- ⑨**インターネットによる人権侵害**
- ⑩**ホームレス**
- ⑪様々な人権をめぐる問題

新たな柱建て

⑧ 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族等が地域社会で安心して平穏な生活を営むことができるよう県民の理解を深めるとともに、関係機関と連携して犯罪被害者等の支援を推進します。

⑨ インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害を防止するために、県民一人一人がモラルを持ってインターネットを利用するよう教育・啓発を推進します。

⑩ ホームレス

ホームレスに関する問題について県民の理解を得ながら、自立支援のための必要な施策を推進します。

▶ そのほか、「様々な人権をめぐる問題」として、

- アイヌの人々に対する結婚や就職における差別や偏見
- 刑を終えて出所した人を就職を始めとする社会復帰から排除すること
- 性同一性障害者・同性愛者等いわゆる性的少数者に対する性の区分を前提とした社会生活上の制約やそのことに起因する差別や偏見
- 婚外子に対する差別や偏見
- 北朝鮮当局による拉致
- 人身取引

などの人権問題への対応も必要です。

